

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条** 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第４条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り

組まなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施

要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

- 第9条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

- 第11条** 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

- 第12条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

**R 8 波土 由岐漁港（由岐地区） 美波・東由岐 東防波堤修正設計業務
特記仕様書**

1. 業務名称

R 8 波土 由岐漁港（由岐地区） 美波・東由岐 東防波堤修正設計業務

2. 業務の目的

本業務は、由岐漁港(由岐地区)において、過年度に実施した防波堤の耐波浪・耐震・耐津波強化設計について修正設計を実施するものである。令和5年4月に「漁港・漁場の施設の設計参考図書」が改訂され、気候変動の潮位への影響等を考慮する必要性が生じた。この潮位変動による波高増大も考慮する必要性があり、将来の長期的な外力変化量を勘案した防波堤改良設計を行うものとする。また、ブロック等の製作ヤードが不足する状況を踏まえたヤード計画と、このヤード計画に伴う施工手順等を立案、計画した施工計画の検討を行うものとする。

3. 業務内容

3.1. 設計計画

本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

3.2. 設計条件の整理

既往設計成果の基本条件等を収集し、改良設計を行うにあたっての基本条件(波浪諸元、津波諸元、地震波形、土質条件等)・制約条件を整理する。貸与可能な資料を以下「4. 貸与資料」に示す。

3.3. 現地踏査

既存施設及び周辺施設の状況及び利用状況を把握し整理する。

3.4. 波浪変形計算

気候変動による潮位への影響を踏まえて波浪変形計算を実施し、防波堤前面の設計波高を算出する。

3.5. 防波堤修正設計

既設東防波堤(施設番号：A-8-1、A-8-2、A-9、A-10)の修正設計を行う。

1) 比較構造諸元の設定

基本構造諸元は、既往設計断面とするが施工方法等から構造形式を見直すことを含めて比較案を複数案(3案程度)抽出し、抽出した構造形式の標準断面図、平面図等必要な図面を作成する。

2) 設計計算(防波堤)

抽出した比較構造形式について、常時、地震時及び津波時の防波堤の安定照査を実施する。なお、堤頭部の灯台は検討に含めないものとする。

3) 基本断面算定

安定性を照査した各構造形式に対して、概算数量及び概算工事費の算定、各種要件(安定性、耐久性、経済性、施工性、施工期間等)の検討を踏まえて総合的な比較検討を行い、最適な構造断面を選定する。

4) 基礎の検討

選定された構造断面について円形すべり計算及び偏心傾斜荷重に対する支持力について検討を行う。

5) 動的変形解析 (FLIP)

当初設計において当該施設の断面変化毎の偶発状態における変形量を「液化化を考慮した二次元有効応力解析(FLIP)」により照査している。最も変化量の大きい堤頭部1断面について解析を実施し、当初設計時と比較して他の区間の変形量を推定する。他の区間の変形量の推定が困難な場合は、解析断面を追加するものとし、設計変更の対象とする。

なお、既往設計の解析データは発注者より提供する。

6) 細部設計

決定した構造形式について細部設計（取付工、階段工等の付帯施設含む）を行う。

3.6. 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、周辺環境への影響を考慮した施工計画・年度毎の工程表を検討・立案する。なお、ブロック製作ヤード計画を検討するとともに、施工年度計画に併せた概算数量及び概算工事費も算出する。

3.7. 図面作成

工事発注に必要な図面を作成する。

3.8. 数量計算

工事発注に必要な数量計算書を作成する。

3.9. 協議・報告

設計協議は、業務着手時、中間打合せ1回、業務完了時の計3回を基本とし、必要に応じて随時実施する。また、関係機関協議として、海上保安部との協議を想定している。

3.10. 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

3.11. 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容をとりまとめた報告書を作成する。成果品の提出は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| ・ 報告書（紙媒体：A4チューブファイル） | 1部 |
| ・ 電子成果品（電子媒体） | 2部（正・副各1部） |

4. 貸与資料

- ・ 漁港台帳
- ・ H25 波土 由岐漁港(由岐地区) 美波・港町他 耐震機能診断業務
- ・ H27 波土 由岐漁港(由岐地区) 美波・東由岐 東防波堤詳細設計業務
- ・ H25 波土 由岐漁港(由岐地区) 美波・港町他 地質調査業務
- ・ H26 波土 由岐漁港(由岐地区) 美波・港町 地質解析業務（2）